

## 様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

### 認定事業適応計画の概要の公表

#### 1. 認定の日付

令和5年8月31日

#### 2. 認定事業適応事業者の名称

ヤマト運輸株式会社

#### 3. 認定事業適応計画の内容

##### (1) 事業適応に係る事業の目標

当社は日本における温室効果ガス排出の約19%を占める運送業の一員として、輸送パートナーを含めた業界全体の温室効果ガス削減と地域レジリエンスの向上を実現するべく、再生エネルギーの調達からEVの導入までを連動させた、グリーンエネルギーのエコシステムの確立を目指している。

目標数値として、2050年度のカーボンニュートラルの実現及び、2030年度の温室効果ガス対2020年度48%削減を掲げている。

##### (2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2023年度より事業適応を開始し、2025年度（目標年度）までに我が社全体の炭素生産性を16.5%向上することを目標とする。

##### (3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

##### (4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

##### (5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

「44：道路貨物運送業」

（選定の理由）

計画の対象となる事業は主に宅配業務に供するものであるため。

##### (6) 事業適応の具体的内容

計画初年度では、群馬県の高崎正観寺営業所をはじめとして全社で1,200台のEV導入と、83基の太陽光発電の導入を行い、EVオペレーションおよび、太陽光発電とエネルギー

ーマネジメントシステムにより、電力需給のオペレーションを最適化し炭素生産性の向上をはかる。

目標年度では、会社全体で、2,500 台の EV 導入と 140 基の太陽光発電設備の導入を行い、最終的には 2022 年度比 16.5%の炭素生産性向上を目標とする。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 5 年 8 月 1 日

終了時期：令和 8 年 3 月 31 日